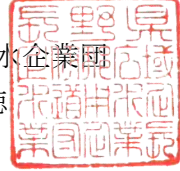


## 入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告します。

令和8年6月18日

長野県上伊那広域水道用水企業団  
企業長 白鳥政徳



## 記

## 1 業務の概要

- (1) 業務名 令和8年度 産業廃棄物(浄水汚泥)運搬委託  
 (2) 運搬区間 箕輪浄水場から有限会社田切クリーンセンター  
 (3) 概要 仕様書のとおり  
 (4) 期間 契約日から令和9年3月31日

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する要件

(1) 入札参加資格(共通)	○地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること ○長野県が行う入札参加停止措置を受けていない者であること ○公告日現在の長野県の産業廃棄物収集運搬業者名簿に登録されたものであること。 ○長野県及び所在する市区町村に税の未納額がない者であること。(3か月以内)
(2) 許可に関する要件	○長野県の産業廃棄物運搬業の許可(品目:汚泥)を受けていること。
(3) 所在地に関する要件	○本社が上伊那管内にあること。

## 3 入札手続等

手続等	期間、期日及び期限	場 所
仕様書等の閲覧(入手)	令和8年6月18日(木)から 令和8年7月1日(水)まで 注)1のとおり	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
仕様書等の入手方法	同 上	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス <a href="http://kamiina-suidou.jp/">http://kamiina-suidou.jp/</a>
質問書の受付 (質問書は様式第2号 を使用してください。)	令和8年6月18日(木)から 令和8年6月23日(火)まで 午後5時まで  (土日、祝日を除く)	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 FAX番号 0265-79-1130 メールアドレス <a href="mailto:kamiinaw@d7.dion.ne.jp">kamiinaw@d7.dion.ne.jp</a>
回答の閲覧期間	令和8年6月18日(木)から 注)2のとおり 最終回答期限 令和8年6月24日(水)まで	長野県上伊那広域水道用水企業団 ホームページアドレス <a href="http://kamiina-suidou.jp/">http://kamiina-suidou.jp/</a>

入札書等の提出開始日及び提出期限	<b>①入札書等提出開始日</b> 令和8年6月29日(月) 注)3のとおり <b>②入札書等提出期限</b> 令和8年7月1日(水) <b>午後5時15分</b> 注)4のとおり ※郵送による場合 一般書留、簡易書留に限る	(提出先) 〒399-4601 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団事務局
開 札 日	令和8年7月3日(金) <b>午前9時15分から</b> 注)5のとおり	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 長野県上伊那広域水道用水企業団会議室
落札予定日	令和8年7月10日(金)	注)6のとおり
入札結果の公表	落札決定者決定の翌日	注)7のとおり

- 注1 閲覧時間は、企業団の休日を定める条例(平成18年企業団条例第3号)第1条第1項に規定する企業団の休日を除く午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とします。
- 2 質問内容により回答の閲覧(長野県上伊那広域水道用水企業団ホームページ(以下「ホームページ」という。)への掲載)に日数がかかる場合があります。ただし、最終回答期限までには回答します。
- 3 質問回答につきまして、応札のための積算に関わる事項をお知らせすることがありますので、当該日までの質問回答をご承知の上、入札書等の提出を行ってください。
- 4 郵送、持参にかかわらず、「8 封筒貼付け用紙」を切り抜き、商号又は名称、担当者名及び担当者連絡先(電話番号及びFAX番号)を記載の上、封筒の表面に貼り付けてください。
- 5 開札日当日の入札案件数又は入札者数により開札時間が遅れる場合があります。
- 6 落札者決定予定日は、入札参加資格要件審査の状況により変更する場合があります。
- 7 入札結果等は、ホームページに掲載します。

4 地方自治法施行令第167条の10第2項(最低制限価格)の適用の有無  
 この入札は、最低制限価格を設けません。

5 入札参加資格要件審査書類

- (1) 長野県及び市区町村税の未納が無い証明の写し(提出日前3ヵ月以内)

6 落札者の決定方法等

- (1) 入札参加資格要件審査及び落札者の決定は、開札後に行います。
- (2) 入札参加資格要件審査は、予定価格の範囲内の金額で入札した者(適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く)のうち最低の価格をもって入札をしたものから入札価格の低い順に実施し、入札参加資格要件を満たしている者1人が確認できるまで行いますので、指示のあった者は、指示があった日の翌日から起算して2日以内(休日を除く)に、指示があった入札参加資格要件審査書類を提出してください。
- (3) 落札者の決定は、審査資料の提出があった日から起算して3日以内(休日を除く)に行い、ファクシミリまたは電話で連絡します。
- (4) 入札参加資格要件を満たしていないことを確認された者へは、入札参加資格要件不適合通知書(以下「不適合通知書」という)により通知します。  
 不適合通知書を受理した者は、その通知の発送日の翌日から起算して5日以内(休日を除く)に、書面により入札参加資格要件を満たしていないことの原因について説明を求められます。  
 説明を求めた者へは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(休日を除く)に、書面により回答します。

7 その他

- (1) 次の場合は入札書を不受理とする。
- ア 提出が期限を過ぎた場合
  - イ 封筒の宛先が一致していない場合
  - ウ 封筒に開札日、契約名、納品場所の記入がない場合
  - エ 封筒に商号又は名称の記入がない場合
  - オ 封筒の各項目に複数の記載がある場合
  - カ 封筒の記載内容が明確でない場合
  - キ 資格要件に適合しない場合
- (2) 受理した入札書を無効とする場合
- ア 入札書が2通以上ある場合
  - イ 入札書の商号又は名称の記入、または押印がない場合
  - ウ 入札書に金額の記入がない場合
  - エ 入札書に金額の訂正がある場合
  - オ 入札書に契約名、納品場所の記入がない場合
  - カ 入札書の内容が明確でない場合
  - キ 資格要件審査書類の提出が期限を過ぎた場合
  - ク 資格要件審査書類に虚偽記載がある場合
  - ケ 入札に談合がある場合
  - コ 資格要件に適合しない場合

8 入札担当（問合せ先）

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32  
長野県上伊那広域水道用水企業団事務局  
電話 0265-79-1131

9 封筒貼付け用紙

(点線に沿って切り取り、外封筒と中封筒の両方の表面に糊で貼り付けてください。)

〒399-4601

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32

長野県上伊那広域水道用水企業団事務局 行き

**入札書等提出期限 令和8年7月1日(水)**

開札日 令和8年7月3日(金)  
業務名 令和8年度 産業廃棄物(浄水汚泥)運搬委託  
搬区間 箕輪浄水場から有限会社田切クリーンセンター  
商号又は名称  
担当者名  
担当者連絡先(電話番号)  
担当者連絡先(FAX番号)

10 入札用封筒受付票

(入札書等を持参し、提出する場合で、提出したことを証する書類が必要な場合は、必要事項を記入し、切り取って持参してください。)

入札用封筒受付票

開札日 令和8年7月3日(金)  
業務名 令和8年度 産業廃棄物(浄水汚泥)運搬委託  
搬区間 箕輪浄水場から有限会社田切クリーンセンター  
商号又は名称

受付印

1 1 入札書

入 札 書

年 月 日

長野県上伊那広域水道用水企業団  
企 業 長 白 鳥 政 徳

入札人  
住所  
商号又は名称  
代表者氏名

縦覧に供せられた仕様書、入札公告を熟覧し、承諾した上で下記のとおり入札します。

記

(1) 業務名	令和8年度 産業廃棄物（浄水汚泥）運搬委託
(2) 運搬区間	箕輪浄水場から有限会社田切クリーンセンター
(3) 入札金額	
(4) 備 考	1 t 当たり単価

# 設 計 書

長野県上伊那広域水道用水企業団

業 務 名	<b>令和8年度 産業廃棄物(浄水汚泥)運搬委託</b>	<b>金抜設計書</b>
個 所 名	上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 箕輪浄水場内 天日乾燥床 から 上伊那郡飯島町飯島1800 有限会社 田切クリーンセンター まで	
履 行 期 間	契約日 ～ 令和8年 3月31日	

## 業 務 委 託 概 要

浄水汚泥の運搬業務委託(1t当りの単価契約)

## 業 務 委 託 理 由

- ・産業廃棄物(浄水汚泥)の処分場(有限会社 田切クリーンセンター)までの運搬業務
- ・積込作業については別契約である「令和8年度 天日乾燥床攪拌業務委託」の受託者が行う。

金 円

1 t 当 り 単 価	円
消 費 税 相 当 額	円
計	円

変 更 請 負 算 出			
	×		=
	当 初	変 更	変 更 増 ・ 減 額
設 計 額			
契 約 額			
消 費 税 相 当 額			
計			

## 業 務 委 託 料 内 訳 書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
工事原価								
直接工事費								
		ダンプトラック運転	10t積	日	1			単価表第1号表
	計							
間接工事費								
		共通仮設費		式	1			
		(純工事費)						直接工事費 + 共通仮設費
		現場管理費		式	1			
	計							
工事原価 計								直接工事費 + 間接工事費
一般管理費等								
				式	1			
工事価格								
								1t当り(7.5t×3往復)
消費税相当額								
				式	1			
1t当り運搬料計								

ダンプトラック運転 10t積 1日(5.93H) **当 単 価 表** 第1号表

名 称	品 種	形 状 寸 法	員 数	単 位 量 数	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運転手(一般)					人	0.74			
燃料費		軽油			L	10.58			
機械損料					H	5.93			
諸雑費					式	1			
計									

名 称	品 種	形 状 寸 法	員 数	単 位 量 数	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要

**当 単 価 表**

名 称	品 種	形 状 寸 法	員 数	単 位 量 数	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要

名 称	品 種	形 状 寸 法	員 数	単 位 量 数	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要

令和8年度

産業廃棄物（浄水汚泥）運搬委託

（単価契約）

共通仕様書

長野県上伊那広域水道用水企業団

## 1. 概要

本仕様書は長野県上伊那広域水道用水企業団（以下「甲」）が発注する「令和8年度 産業廃棄物（浄水汚泥）運搬委託」（単価契約）の受託者（以下「乙」）に適用する。

## 2. 契約期間

契約日から令和9年3月31日まで

上記の契約期間内については同一単価で業務にあたること。

## 3. 委託業務の内容

【搬出元】：長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134-32 箕輪浄水場 天日乾燥床

上記の場所から、甲が別で契約する「令和8年度 産業廃棄物（浄水汚泥）処理委託」の請負者（以下「丙」（8項参照））が指定する場所までの産業廃棄物収集運搬を行う。なお、搬出時の積み込みに関しては、同じく甲が別で契約した「令和8年度 天日乾燥床汚泥攪拌業務委託」の請負者が0.28 m<sup>3</sup>以上のバックホウを使って行う。

単価については、乙が運搬した産業廃棄物の数量1 t当りの単価とする。なお、上記記載のとおり積み込みに係る費用については単価に含めないものとする。運搬数量については、丙が所有する計量器（トラックスケール）による重量（10kg単位、10kg未満切捨。）を用いる。

## 4. 産業廃棄物の種類

甲が収集運搬を委託する産業廃棄物の種類・予定数量・性状等については以下のとおり。

廃棄物の名称	産業廃棄物の種類	予定数量 (単位)	廃棄物の性状・荷姿・ 取扱時の注意事項等
浄水汚泥	・汚泥	400t	性状：固形物 荷姿：バラ（容器等による梱包なし） 取扱注意事項等：運搬の際は、飛散、 落下がないよう取り扱うこと

## 5. 受託者の要件

乙は前項に記載する産業廃棄物の種類に応じた産業廃棄物収集運搬業の許可を所持していること。

## 6. 契約時の提出書類

乙は、産業廃棄物の排出場所及び搬入先施設を管轄する長野県知事が発行する自らの名義の許可証の写しを契約書に添付する。契約期間中に許可等に変更があったときは、速やかにその旨を甲に通知し変更後の必要な書類を提出しなければならない。

## 7. 使用車両の事前報告

乙は搬出作業当日までに、搬出時に使用する車両の形状・荷台検収結果・登録番号・運転者名等を一覧表にまとめ甲に提出しなくてはならない。

## 8. 搬出先

【最終処分業者名】 有限会社 田切クリーンセンター  
【施設所在地】 長野県上伊那郡飯島町田切2280番地他  
【処理方法】 管理型埋立処分  
【許可番号】 2043002371

## 9. 搬出方法

### (1) 搬出日の決定

乙は丙と協議し日程を調整し搬出日を決定する。  
搬出日の決定に際し、甲が指定する条件は下記のとおり。  
・原則として土日祝日等の休日を除くこと。  
・作業時間は原則として午前8時から午後16時までとする。

### (2) 搬出

- ① 乙は、搬出日当日は開始時刻までに3の天日乾燥床で待機する。
- ② 乙は、積込時にはバックホウの運転手に必要な指示をする。(積載量等)
- ③ 甲よりマニフェストの交付を受ける。
- ④ 搬出先までの運搬・積載量の計量・現地での荷卸しを行う。
- ⑤ 搬出回数の必要に応じ、搬出元まで戻る。
- ⑥ 甲に計量結果を報告する。

### (3) その他

- ・一日当たり最大で100 t程度の運搬が可能であること。
- ・含水率50%前後の汚泥であっても運搬できること。
- ・乙は委託された産業廃棄物の運搬途中に積み替えや保管をしてはならない。
- ・搬出に際し第三者から要望・苦情等があった場合、速やかに甲に報告する。

## 10. 情報の提供

- (1) 甲は、運搬を委託する産業廃棄物の種類・全体の数量・性状(形状、成分、有害物質の有無及び臭気)、荷姿及び取り扱う際の注意事項等について、乙が必要とする情報を提供する。
- (2) 甲は、契約後に情報に変更が生じた場合、変更後の情報を速やかに乙に提供しなければならない。
- (3) 乙は、委託された産業廃棄物の運搬が困難となった場合、その旨を書面により速やかに甲に通知しなければならない。

#### 11. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に従い適正に処理すること。

#### 12. 書類の保存

甲と乙は、契約書または請書を法令等により定められた添付書類とともに、契約終了後5年間保存する。

#### 13. 支払方法

乙は、本業務に係る代金を月ごとに請求することができる。甲は、マニフェストB2票により産業廃棄物の運搬の終了を確認後、乙が提出する請求書に基づき代金を支払う。

#### 14. 再委託の禁止

乙は、10（3）に基づく通知を行い、法令に定める基準に従って甲から書面による承諾を得た場合を除き、本業務を第三者に委託してはならない。

#### 15. 契約の解除等

- 1) 乙が、法令に定める基準を満たさなくなったとき、甲は契約を解除することができる。
- 2) 乙が、本仕様書の各条項のいずれかに違反したときは、甲は契約を解除することができる。
- 3) 乙の責で解除された場合、解除後であっても契約に基づく業務を遂行する責は免れない。
- 4) 乙は、甲が10（1）又は（2）の規定により提供した情報により、産業廃棄物の収集運搬を適正に行うことが出来ないと判断した場合、甲に対し契約の変更または解除を申し出なければならない。また、この場合において甲は乙に産業廃棄物を引き渡してはならない。
- 5) 契約期間内に4に記載した予定数量に達した場合、甲と乙は協議して以降の搬出の有無を決定する。また、累計の搬出量が予定数量に達していない場合であっても、2の期間満了をもって契約は終了とする。

#### 16. 秘密保持

乙は、本業務遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の解除及び契約期間満了後においても同様である。

#### 17. 疑義の解釈

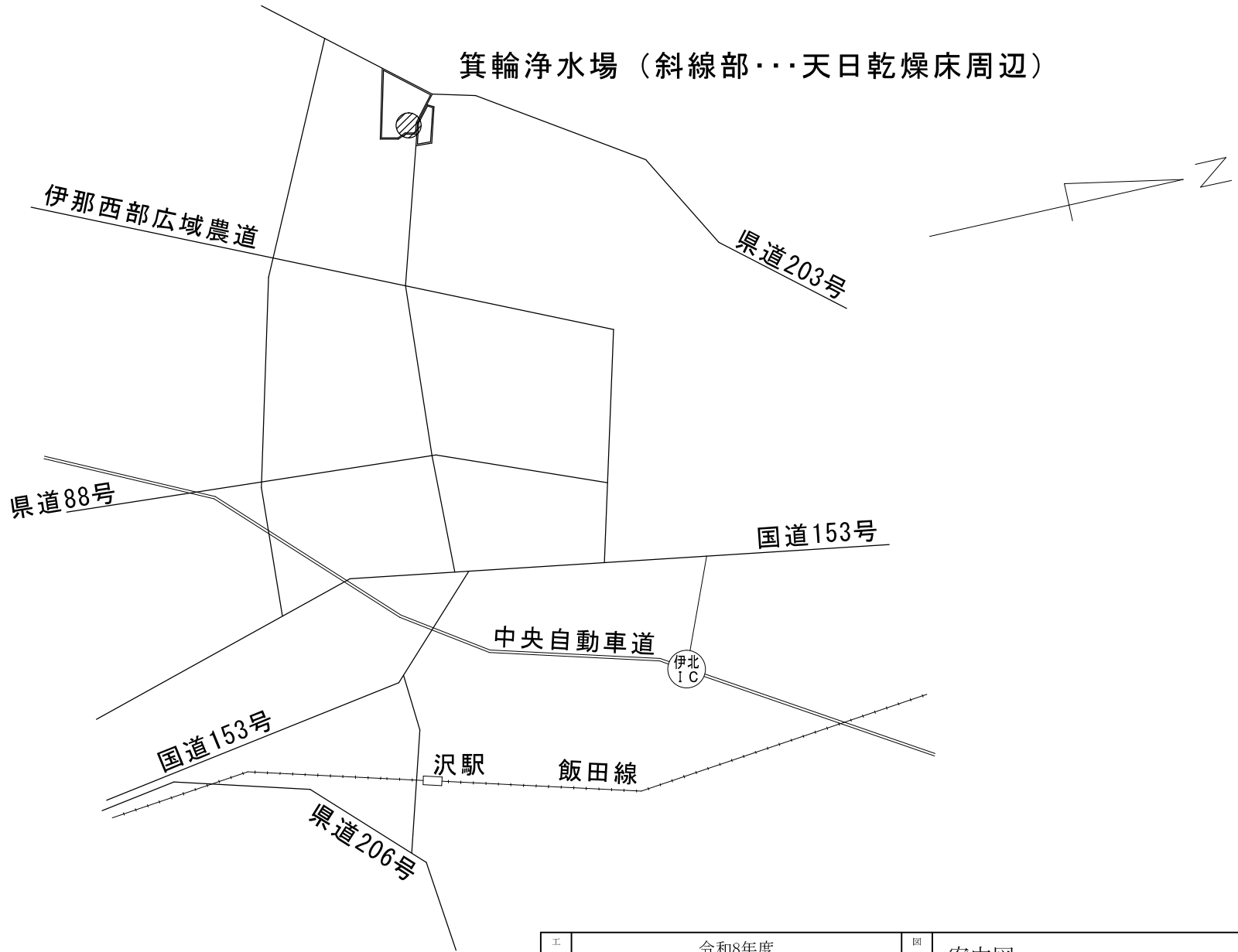
本仕様書の解釈について疑義が生じた場合、関係法令等に従いその都度、甲と乙で協議して決定する。

# 令和8年度 産業廃棄物(浄水汚泥)運搬委託(単価契約)

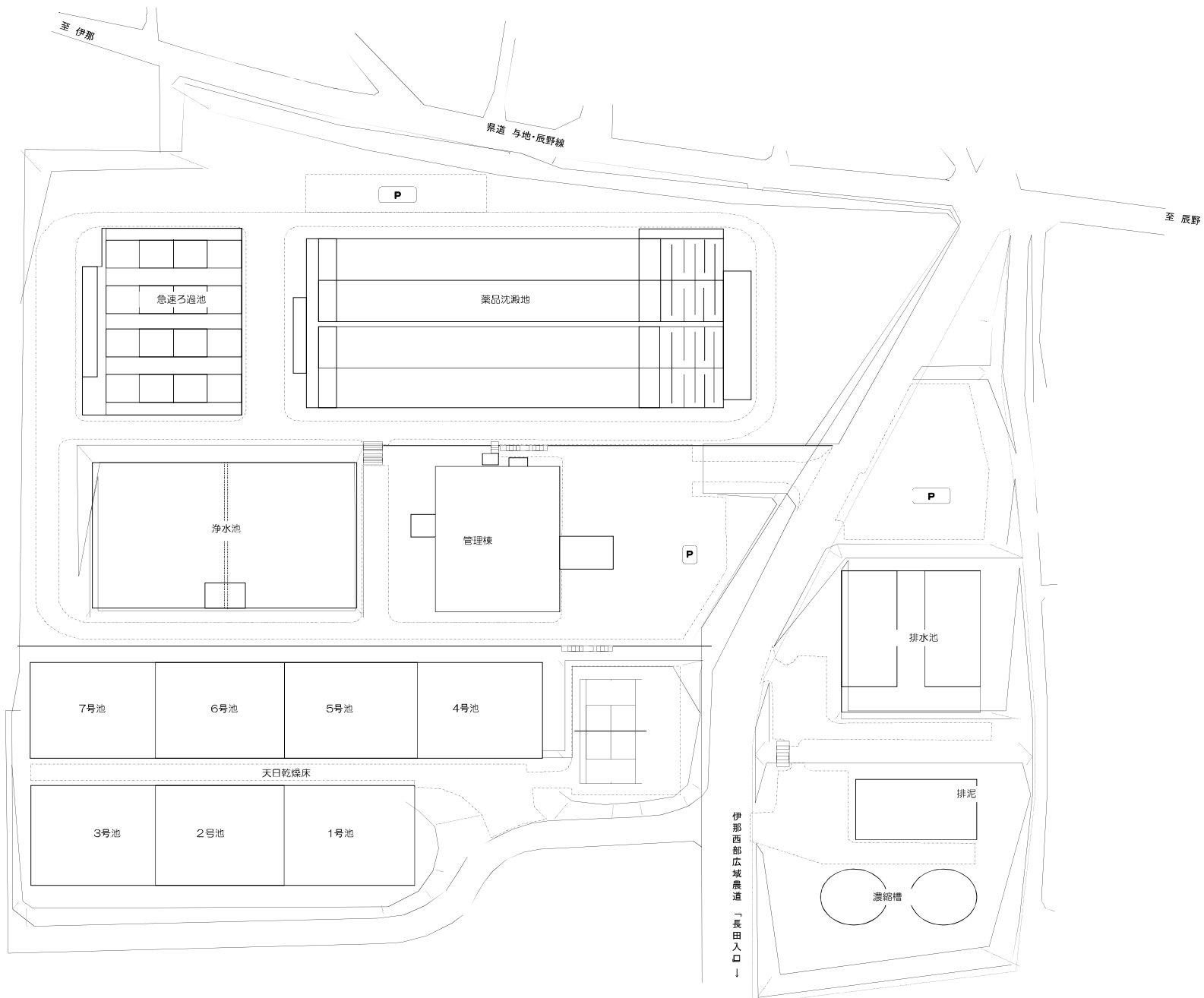
## 図 面

番号	図 面 名
1	案内図
2	全体図
3	平面図

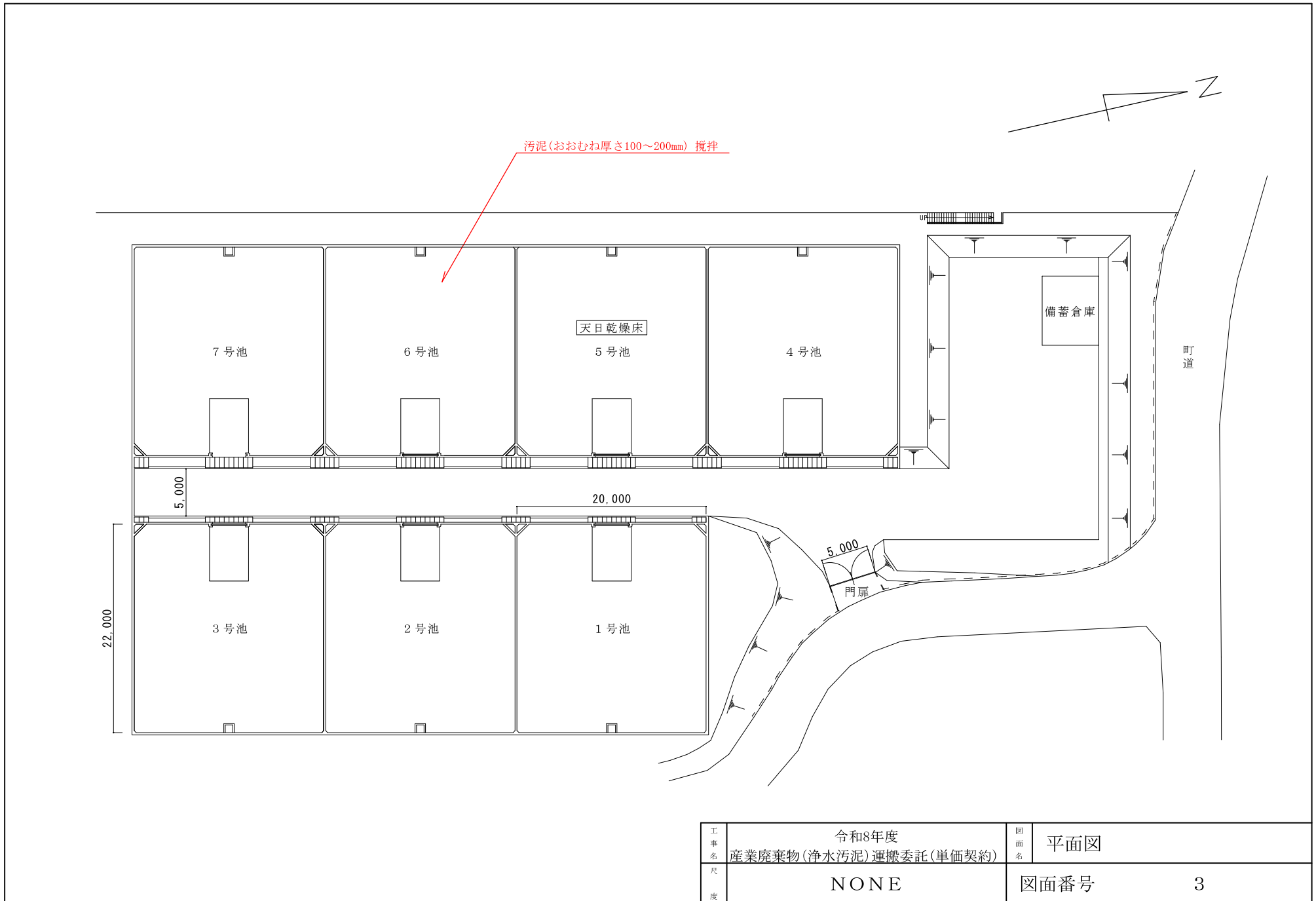
箕輪浄水場（斜線部・・・天日乾燥床周辺）



工事名	令和8年度 産業廃棄物(浄水汚泥)運搬委託(単価契約)	図面名	案内図
尺度	NONE	図面番号	1



工事名	令和8年度 産業廃棄物(浄水汚泥)運搬委託(単備契約)	図面名	箕輪浄水場 全体図
尺度	N O N E	図番 面号	2



工事名	令和8年度 産業廃棄物(浄水汚泥)運搬委託(単価契約)	図面名	平面図
尺度	NONE	図面番号	3